令和７年５月 22 日

児童育成手当を受給している方へ

瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援課係

令和７年度児童育成手当（育成手当・障害手当）現況届の提出について

６月は、児童育成手当の継続受給確認の月です。下記内容をご確認の上、同封した現況届を期限までに提出してください。現況届の提出がない場合、令和７年６月分（10 月振込）からの手当を受けることができませんので、ご注意ください。

１　提出期限　**令和７年６月２日（月）から６月３０日（月）まで（土・日曜日を除く）**

２　提出方法　①郵送：同封の返信用封筒で郵送してください。
※子育て応援課への書類到達日が受付日となります。

②窓口：庁舎１階　子育て応援課窓口
午前８時３０分～午後５時

☆返信用封筒に入れるもの

・現況届
・その他必要な書類（切手不要）

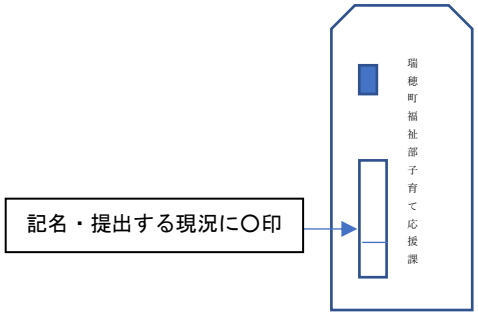

３　提出書類

① **「児童育成手当（育成・障害）現況届」**
※６月１日以降の日付で提出してください。

② 令和６年１２月末日現在、１６歳以上１９歳未満であった方を税法上の扶養親族としている方
「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」

③ 父母や児童が障がいを事由に手当を受給している方
「身体障害者手帳」又は「愛の手帳」のコピー等

④ 児童（支給対象児童以外の児童を含む）と別居している方
「児童の属する世帯の住民票（世帯全員・続柄表示あり）」及び「児童育成手当に関する監護事実についての申立書」

⑤ 令和７年１月１日時点で瑞穂町に住民登録がなかった方（受給者及び配偶者）
マイナンバーによる情報連携の「**同意書**」又は「**令和７年度住民税課税(非課税)証明書**」（所得・扶養人数・控除記載のあるもの）
※同意書を提出した上で、未申告等により、税情報が確認できなかった場合は、課税（非課税）証明書を提出していただきます。

⑥ 上記以外の書類が必要な方には、個別にご案内します。

裏面へ

４　注意事項（必ずお読みください。）

① 現況届裏面の記入例を確認し、ご記入ください。
② 電話番号は、**日中連絡が取れる電話番号**をご記入ください。
③ 書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正印を押してください。
④ 消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。
⑤ 住所や児童数などの変更は、別途届出が必要です（住所変更届・氏名変更届等）。
⑥ 記入もれ、書類の不足等がある場合は、修正や再提出が必要になります。

５　その他

・現況届を審査した結果、所得制限の範囲を超えてしまった場合は、児童育成手当が支給できなくなるため、対象の方に、資格消滅通知書を送付します。
なお、引き続き児童育成手当を受給できる方には、通知は送付しません。

・外国籍の方（受給者及び児童）は、在留資格や期間を公簿で確認しています。在留期限が切れる（住民登録が消除する。）と資格消滅となりますので、お気を付けください。

〇児童育成手当の振込について

支給月の前月までの４か月分を毎年 **１０月・２月・６月の１０日**（10 日が土日、祝日の場合は、その直前の平日）に振り込みます。支払通知は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください。

★児童育成手当現況届の提出に合わせ、下記をお読みください。

□ **児童育成手当の受給資格は、「児童を監護し、かつ生計を維持していること」となっています。**
対象児童が就職等により自分の生計を維持できるようになった場合は、同居であっても減額及び資格消滅の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。

□ **対象児童が学校等の関係で受給者と別居となる場合は、住民票の異動に関わらず届出が必要です。**

□ **婚姻していなくても、社会通念上夫婦としての共同生活が認められる、明らかな事実関係（生計が同一でない場合は定期的な訪問と仕送り）がある場合は、資格消滅の対象となります。（育成）**
遡って手当の返還が生じる場合もありますので、ご家庭の状況が変わったときは、速やかに届出をお願いします。

□ **ご家庭の状況や所得の状況等変更が生じた場合は、必ず届出が必要です。**
受給している状況に変更が生じた場合は、必ず子育て応援課子育て支援係に届出をしてください。住民課に届出をしただけでは手当の変更や消滅はできません。

問合せ先　　瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係　TEL 042-557-7624（直通）